

聖職者による性虐待について

私たちカトリック新潟教区は、神からの賜物であるいのちを与えられたかけがえのない存在として、すべての人はその人格の尊厳が尊ばれることを深く認識し、あらゆる形のハラスメントによって、他の人の人権を侵害する言動を行わないことを決意します。またハラスメントを防止するための配慮と不断の努力を行うことを宣言します。

カトリック教会にあって、とりわけ聖職者には、いのちを守るために最善を尽くす義務があります。残念ながら、その模範たるべき聖職者が、ハラスメントの中でも、特に性虐待という他者の人格を辱め蹂躪する行為におよび、いのちの尊厳をおとしめる事例が多数あることが明らかになっています。なかでも保護を必要とする未成年者に対する性虐待という、卑劣な行為を行った聖職者も存在しています。

加えて司教をはじめとした教会の責任者が、聖職者の加害行為を隠蔽した事例も、世界各地で多数指摘されています。

日本の教会も例外ではなく、聖職者から性的な虐待を受けた事例があります。とりわけ被害者が未成年や子どもであった場合、深い苦しみと大きな葛藤のなかで、何十年も経ってから始めて、その事実を公にできたという方もおられます。

そのような深い苦しみと大きな葛藤を長年にわたって強いてきた聖職者の加害について、被害を受けられた皆様に、心からお詫びいたします。

新潟教区では、2012年11月に宗教法人としての「ハラスメント防止基本宣言」を策定し、その後2017年に、「教区ハラスメント対応委員会」を発足させました。さらに準備を進めて、昨年2019年6月に、相談のための窓口を設置いたしました。対応委員会では相談窓口についてのインフォメーション・カードを小教区に配布し、相談体制の周知を図っているところです。

性虐待の事案が報告された場合、その事案に応じて第三者委員会による調査を行い、それを通じて加害責任を明確にします。また加害責任が明確になった聖職者に対しては、教会法はもとより、事案に応じて国内法上の対応も決して怠ることのないようにいたします。

すべてのいのちを守り抜く教会共同体の実現を目指して、聖職者がその先頭に立って模範を示すことができるように、自らを律していくことを誓います。

「性虐待被害者のための祈りと償いの日」について

教皇フランシスコは、教会の聖職者による性的虐待の問題、特に児童に対する問題に教会が全体として真摯に取り組み、その罪を認め、ゆるしを願い、また被害に遭った方々と教会がともに歩むことを求めておられます。またそのために、特別の祈りの日を設けるように指示されました。

日本の司教団は、2016年12月14日にメッセージを発表し、その中で日本における「性虐待被害者のための祈りと償いの日」を、四旬節・第二金曜日とすることを公表しております。

2020年にあっては、来る3月13日(金)がこの「性虐待被害者のための祈りと償いの日」にあたります。

新潟教区の各小教区共同体にあっては、この日、またはその直後の日曜日に、教皇様の意向に従ってミサを捧げてくださいるようお願いいたします。そのミサにおいては、『ゆるしの奉献文』が使用されることといたします。またこの意向を持つてのミサが主日など他の日に捧げられる場合でも、3月13日当日には、祈りの時を持つことも勧められています。

無関心や隠蔽も含め、教会の罪を認めるとともに、被害を受けられた方々に心からお詫び申し上げます。同じようなことが繰り返されないように、信仰における決意を新たにしたいと思います。

2020年2月14日



カトリック新潟教区
使徒座管理者
大司教 菊地 功